
「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について

日証協 平成 24 年 5 月 15 日

本協会では、本年 5 月 15 日の自主規制会議において、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正を行った。

現在、会員が国内において株券等の引受けを行うに際しての引受審査に当たっては、「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「引受規則」という。）第 12 条第 2 項の規定に従い、引受審査資料を発行者から受領するものとされている。

しかし、同項に列挙されている引受審査資料は発行者から受領せずとも会員が自ら入手できる又は内容を確認できること、及び、「社債市場の活性化に関する懇談会」において議論されている引受審査に係る実務の合理化・効率化を図る観点から、これらを引受規則で列挙する必要はないのではないか、との指摘がなされているところである。

このため、今般、発行者から受領する引受審査資料について見直しを行うため、引受規則の一部について改正するとともに、「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」の一部について所要の規定の整備を図ることとする。

本改正は、平成 24 年 5 月 15 日から施行する。

本改正に係る趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について

平成 24 年 5 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

現在、会員が国内において株券等の引受けを行うに際しての引受審査に当たっては、「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「引受規則」という。）第 12 条第 2 項の規定に従い、引受審査資料を発行者から受領するものとされている。

しかし、同項に列挙されている引受審査資料は発行者から受領せずとも会員が自ら入手できる又は内容を確認できること、及び、「社債市場の活性化に関する懇談会」において議論されている引受審査に係る実務の合理化・効率化を図る観点から、これらを引受規則で列挙する必要はないのではないか、との指摘がなされているところである。

このため、今般、発行者から受領する引受審査資料について見直しを行うため、引受規則の一部について改正するとともに、「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」（以下「引受細則」という。）の一部について所要の規定の整備を図ることとする。

II. 改正の骨子

- (1) 主幹事会員が引受審査を行うに当たって発行者から受領する引受審査資料の種類を見直すとともに、引受審査を行うに当たっては発行者によって公開された資料を確認することとする。（引受規則第 12 条第 2 項及び第 3 項）
- (2) (1)に伴い、所要の規定の整備を図ることとする。（引受細則第 6 条及び第 7 条）

III. 施行の時期

この改正は、平成 24 年 5 月 15 日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制 1 部（TEL 03-3667-8647）

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 24 年 5 月 15 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 5 節 適切な引受審査の実施 (適切な引受審査) 第 12 条 (現行どおり) 2 主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、<u>発行者によって公開された資料を確認するとともに、原則として、細則に定める資料</u>(優先出資証券、不動産投資信託証券及び外国株信託受益証券並びに外国法人の発行する証券又は証書で株券等又は社債券の性質を有するものの引受審査を行うに当たっては、これに相当する資料をいう。以下「引受審査資料」という。)を<u>細則に定めるところにより、発行者から受領するものとする。</u> (削 る) (削 る) (削 る) (削 る) (削 る) 3 主幹事会員は、第 16 条から第 19 条までに規定する引受審査項目を審査するため、<u>前項の発行者によって公開された資料及び引受審査資料に記載されている事項の内容を確認する場合</u>には、発行者に対し、当該確認すべき内容を書面により送付し、その回答を書面により受領するよう努め、必要に応じて当該発行者との間で面談を行うものとする。 4 } (現行どおり) 6 付 則 この改正は、平成 24 年 5 月 15 日から施行する。	第 5 節 適切な引受審査の実施 (適切な引受審査) 第 12 条 (省 略) 2 主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、原則として、<u>次に掲げる資料</u>(優先出資証券、不動産投資信託証券及び外国株信託受益証券並びに外国法人の発行する証券又は証書で株券等又は社債券の性質を有するものの引受審査を行うに当たっては、これに相当する資料をいう。以下「引受審査資料」という。)を「<u>有価証券の引受け等に関する規則</u>」に関する<u>細則</u>(以下「<u>細則</u>」という。)に定めるところにより、発行者から受領するものとする。 <u>1 定款</u> <u>2 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書</u> <u>3 税務申告書(修正申告書及び更正通知書を含む。)</u> <u>4 金商法第 25 条第 1 項各号に規定する書類(直近の財務情報が記載されているものに限る。)</u> <u>5 その他細則で定める資料</u> 3 主幹事会員は、第 16 条から第 19 条までに規定する引受審査項目を審査するため、引受審査資料に記載されている事項の内容を確認する場合には、発行者に対し、当該確認すべき内容を書面により送付し、その回答を書面により受領するよう努め、必要に応じて当該発行者との間で面談を行うものとする。 4 } (省 略) 6

「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則」の一部改正について

平成 24 年 5 月 15 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<u>(引受審査に係る個別資料)</u> <u>第 6 条 規則第 12 条第 2 項に規定する細則に定める資料は、次に掲げるものとする。</u> <u>1 調達資金使途</u> <u>2 予想貸借対照表及び予想キャッシュ・フロー表</u> <u>3 会社の概要（業界に占める地位及びシェア、業界の動向、事業の概況、事業内容の変更等をいう。）</u> <u>4 営業の状況と利益計画</u> <u>5 経理の状況（販売先一覧表、仕入先一覧表、月次受注高及び売上高表並びに係会社一覧表等をいう。）</u> <u>6 最近の財政状態及び経営成績（最近の財政状態、偶発債務一覧表、最近の経営成績、重要な後発事象、最近の受注高並びに受注残高及び売上高等をいう。）</u> <u>7 事業等のリスクに関する検討事項</u> <u>8 その他引受会員が必要と認める資料</u>	(新 設)
<u>(引受審査資料の受領の取扱い)</u> <u>第 7 条 規則第 12 条第 2 項に規定する主幹事会員の引受審査資料の受領の取扱いは、次に掲げるところにより行うものとする。</u> 1 新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、引受審査を行うために十分な期間前までに受領すること。 2 上場発行者が発行する有価証券の募集若しくは売出し又は上場発行者以外の者が発行する社債券の募集若しくは売出しに際して引受けを行う場合には、原則として、発行決議日の 17 営業日前（社債券の発行登録を行う場合には発行登録効力発生予定日の 14 営業日前）までに受領すること。	<u>(引受審査資料の受領の取扱い)</u> <u>第 6 条 規則第 12 条第 2 項柱書に規定する主幹事会員の引受審査資料の受領の取扱いは、次に掲げるところにより行うものとする。</u> 1 新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、引受審査を行うために十分な期間前までに受領すること。 2 上場発行者が発行する有価証券の募集若しくは売出し又は上場発行者以外の者が発行する社債券の募集若しくは売出しに際して引受けを行う場合には、原則として、発行決議日の 17 営業日前（社債券の発行登録を行う場合には発行登録効力発生予定日の 14 営業日前）までに受領すること。
(削 る)	<u>(引受審査に係る個別資料)</u> <u>第 7 条 規則第 12 条第 2 項第 5 号に規定する細則で定める資料は、次に掲げるものとする。</u> <u>1 調達資金使途</u> <u>2 予想貸借対照表及び予想キャッシュ・フロー表</u> <u>3 会社の概要（業界に占める地位及びシェア、業界の動向、事業の概況、事業内容</u>

新	旧
付 則 この改正は、平成 24 年 5 月 15 日から施行する。	<u>の変更等をいう。)</u> <u>4 営業の状況と利益計画</u> <u>5 経理の状況（販売先一覧表、仕入先一覧表、月次受注高及び売上高表並びに関係会社一覧表等をいう。)</u> <u>6 最近の財政状態及び経営成績（最近の財政状態、偶発債務一覧表、最近の経営成績、重要な後発事象、最近の受注高並びに受注残高及び売上高等をいう。)</u> <u>7 事業等のリスクに関する検討事項</u> <u>8 その他引受会員が必要と認める資料</u>